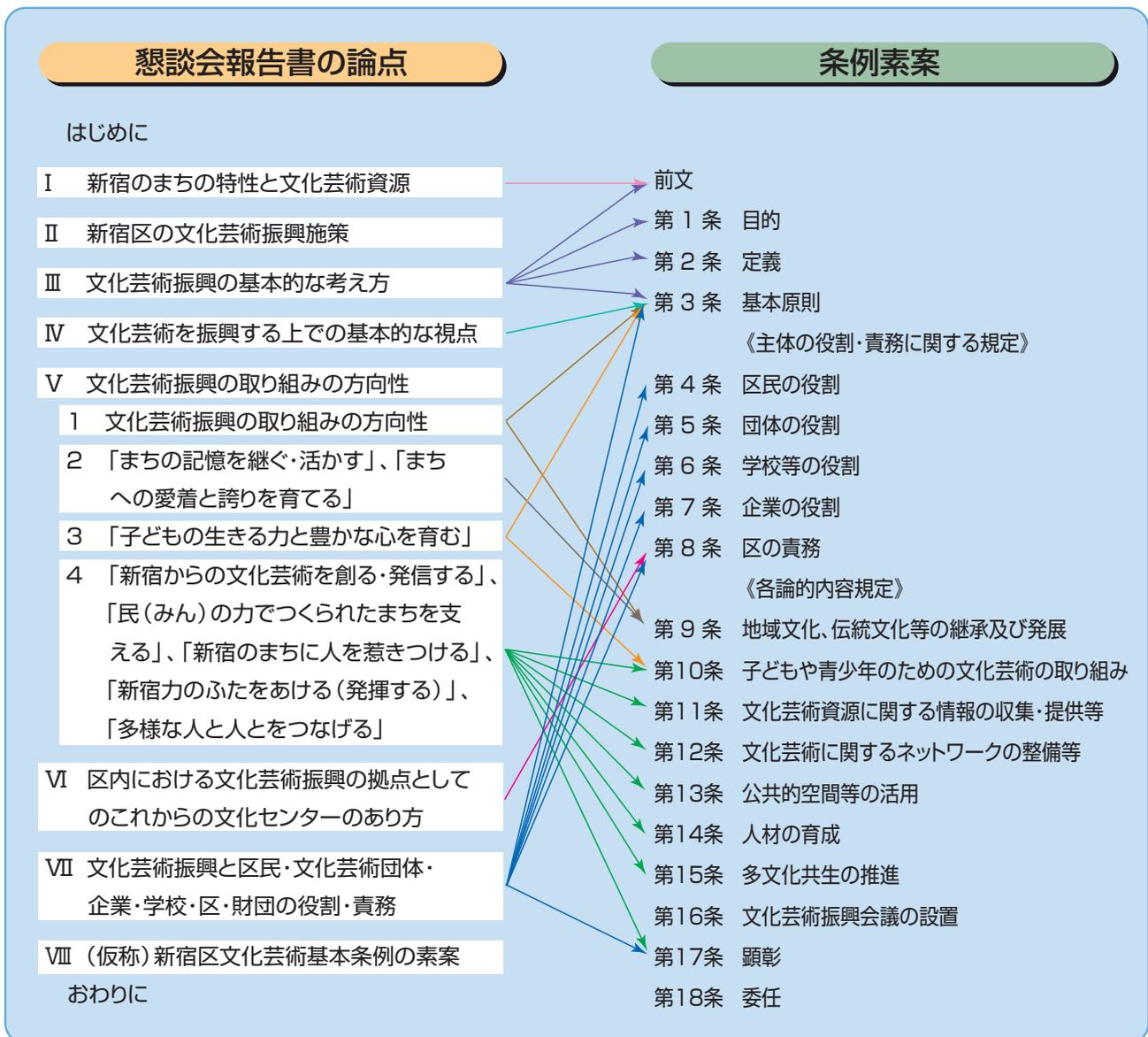


VIII (仮称) 新宿区文化芸術基本条例の素案

I から VII として、懇談会で取りまとめてきた考え方を基本に置き、本章では、(仮称)新宿区文化芸術基本条例の素案について示します。

報告書の各章と条例素案の関係については、次のとおりです。



これまで述べてきたように、文化芸術を振興していくためには、文化芸術に関わる全ての主体（区民等・文化芸術団体・学校・企業・新宿区・財団）が、文化芸術の持つ意味や、自らの役割を理解し、持続的・継続的に、また、各主体が連携して、活発な文化芸術活動を実践していくことが必要です。

この「文化芸術に関わる全ての主体」というキーになる考え方を、条例素案では、「私たち区民」という表現で、象徴的に表わしています。

条例素案では、全ての主体に共通する役割や、各主体が連携して実践していかなければならない取り組み内容について、「『私たち区民』に共通する役割」（第3条）や、「『私たち区民』の取り組み」（第9条～第15条）として、具体的に規定しています。

(仮称) 新宿区文化芸術基本条例(素案)

文化芸術は、人々の心を養い、人生における生きる喜びや力、生活への潤いと豊かさを与えてくれる。また、私たちの生活において人と人とをつなげる礎となるものであり、異なる歴史文化を分かりあうことや国際理解を進め、共に生きる地域社会を形成する基盤となるものである。

私たちが住み、活動する新宿のまち、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町名、坂名等が今に受け継がれるまちである。そして、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設から今日に至るまで、多くの人たちの営みの中で、多彩な文化芸術が育まれるとともに、時代時代の中で、新たな文化芸術を創造し、発信してきたまちである。

そこには、自然や歴史、文化芸術や経済活動などを背景として、新宿のまちが長いあいだ培ってきた豊かな地域の力があり、多様性と先端性を持つ都市としての懐の深さを背景とした、新宿のまちに集まる様々な人の持つ、無限に広がる力がある。

こうした新宿のまちの持つ特性を活かしつつ、ここに、私たちは、区民、文化芸術団体、学校、企業、新宿区(以下「区」という。)等、文化芸術の担い手となるそれぞれの主体が、個性と主体性を発揮しつつ、互いに力を合わせ、文化芸術の力を通して、新宿のまちを元気にする指針として、この条例を制定し、各主体がよりよく生きることを通して、区民が誇れ、賑わいと活力にあふれる、「文化芸術創造のまち 新宿」を実現する。

(目的)

第1条 この条例は、区における文化芸術の振興に関する基本原則並びに区の責務及び区民、団体、学校、企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興を図るための基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 新宿区内に住所を有する者、区内の事務所、事業所等に勤務している者、区内の学校等で学ぶ者及び区内で活動する者をいう。
- (2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体及びそれらの連合体をいう。
- (3) 学校等 学校及び学校に準ずる教育を行う機関をいう。
- (4) 企業 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。
- (5) 私たち区民 第1号から前号までに掲げるもの、区内に集うもの、新宿区内の文化芸術を支援するもの並びに区をいう。
- (6) 文化芸術資源 区内の文化芸術に関する人材、施設、情報等、有形・無形の資源をいう。

(基本原則)

第3条 私たち区民は、自らが文化芸術活動の担い手であることを自覚し、それぞれの責任の下に、持続的な文化芸術活動を行うものとする。

2 私たち区民は、それぞれの文化芸術活動を理解し、尊重し合いながら、文化芸術への理解を深め、積極的に文化芸術活動を行なうものとする。

3 私たち区民は、さらに多彩な文化芸術活動が行なわれるように、それぞれ個性を活かした活動を

行なうとともに、他の文化芸術活動の担い手たちと連携、協力するものとする。

4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術を保護、保存し、継承するとともに、新たな文化芸術を創造し、発信していくものとする。

5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条の基本原則に規定する役割のほか、創意を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通して、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、第3条の基本原則に規定する役割のほか、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を行なうとともに、文化芸術活動を行う区民等との連携、協力、支援等に努めることによって、文化芸術活動の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、第3条の基本原則に規定する役割のほか、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、文化芸術作品に触れる機会の充実に努めるとともに、文化芸術活動の振興を担う人材の育成、区民等の文化芸術活動への支援に努めることによって、文化芸術活動の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業の役割)

第7条 企業は、第3条の基本原則に規定する役割のほか、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域の文化芸術活動の支援に努めること等により、文化芸術活動の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、第3条に規定する基本原則に則り、他の文化芸術活動の担い手たち等との連携や協力を通して文化芸術活動に取り組むとともに、継続的かつ総合的に文化芸術活動を促進する施策を行なう責務を負う。

2 区は、前項に定める役割を果たすため、新宿区立新宿文化センター等の区の文化芸術関連施設の積極的な活用に努めなければならない。

(地域文化、伝統文化等の継承及び発展)

第9条 私たち区民は、地域への誇りや愛着を育むために、それぞれの地域で育まれた特色ある地域文化や伝統文化並びに文化芸術資源の保護、保存、活用に努め、発展させ、次の世代への継承に努めるものとする。

(子どもや青少年のための文化芸術の取り組み)

第10条 私たち区民は、次世代の文化芸術の担い手となる、子どもや青少年の豊かな人間性を育み、

優れた文化芸術に触れたり、創造的な活動に参加したりする機会の確保に努め、学校内外における文化芸術活動の充実を図るため、必要な取り組みを行うものとする。

(文化芸術資源に関する情報の収集・提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術活動の活性化のために、文化芸術資源に関する情報の収集、提供、発信その他の必要な取り組みに努めるものとする。

(文化芸術に関するネットワークの整備等)

第12条 私たち区民は、文化芸術資源に関するネットワークの整備を行う等、文化芸術資源を有効に活用することで、文化芸術の振興を図るものとする。

(公共的空間等の活用)

第13条 私たち区民は、広く公共的空間等を活用して、文化芸術に関する発表や参加の場を設けるように努めるものとする。

(人材の育成)

第14条 私たち区民は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動を支援する者、文化財の保存・活用・継承に当たる者等、文化芸術を担う人材の育成を図っていくものとする。

2 私たち区民は、文化芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成及び登用に努めるものとする。

(多文化共生の推進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じた多文化共生の取り組みを進めるものとする。

(文化芸術振興会議の設置)

第16条 区内における文化芸術の振興に関する基本的な事項について調査検討を実施し、持続的な文化芸術振興について区長に提言を行うため、新宿区文化芸術振興会議を置く。

(顕彰)

第17条 文化芸術の振興に大きく寄与したものと及び文化芸術活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(委任)

第18条 その他この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。